

個人情報保護制度運営審査諮詢問書

恵 第 号
平成 年 月 日

恵庭市情報公開・個人情報保護審査会

会長　亀石和代様

恵庭市長　原田　裕印

恵庭市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定により個人情報保護制度の運営審査事項について諮詢いたします。

諮詢事項の区分	<input type="checkbox"/> 本人以外のものからの収集(第7条第3項第6号) <input type="checkbox"/> 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報の収集(第7条第5項第2号) ■ 目的外利用(第9条第1項第4号) <input type="checkbox"/> 外部提供(第9条第1項第4号) <input type="checkbox"/> オンライン結合による提供(第10条第2項) <input type="checkbox"/> 開示をしないことができる個人情報の判断(第18条第5号)
諮詢事項に係る個人情報の件名又は内容	空家の実態調査にかかる目的外利用
諮詢内容	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要なことから、恵庭市内の空家状況を調査するため水道部及び税務課の空き家に関する情報を提供願いたい。
主管課	生活環境部　生活安全課

(1) 空き家の実態調査について

(1)情報集積

①水道部経営管理課及び税務課へのデータ抽出依頼

データ抽出については、個人情報保護条例の規定により目的外利用に該当することから個人情報保護審査会に諮問。

●審査後（決定通知受領）、水道部経営管理課へデータ抽出依頼

<抽出要件>

- ・水道メーターの検針状況（一年間未使用状況）
- ・アパート、共同住宅は、除く
- ・市街化調整区域は、除く

●水道部のデータを基に税務課へデータ抽出依頼

<抽出要件>

- ・水道部抽出データの土地・家屋の所有者氏名、住所
- ・納税通知書の送付先が市外
- ・納税通知書が公示送達

②消防への危険情報依頼

- ・消防で保有している「管理不全な空き家」情報提供依頼

(2)情報集約

①データの一元化

水道部、税務課、消防のデータの一元化

②空き家台帳、空き家図面の作成

空き家台帳の作成：家屋の所在地番、所有者、連絡先

空き家図面の作成：A4版

③現地調査（目視による危険度診断）

※危険度判断基準の作成（建設部）

④危険度ランク付け

(2) 国の動向

「空家等対策の推進に関する特別措置法」平成 26.11.19 成立
公布日は平成 26 年 11 月 27 日。施行は、「公布日から起算して 3 ヶ月以内で政令で定める日から施行」となっており未定

- ・適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のため対応が必要（1 条）

<国・道>

- ・放置すれば倒壊など著しく危険となる恐れがある空家を「特定空家等」と定義付け（2 条）
- ・国土交通大臣及び総務大臣：空家等に関する施策の基本指針策定の義務付け（5 条）
～公布から 3 ヶ月以内に提示（2015 年 2 月末を予定）
- ・ガイドラインの策定（5 条）
～公布から 6 ヶ月以内に提示（2015 年 5 月末を予定）
(※特定空家等の具体的な判断基準、特定空家等の所有者への助言、指導、撤去命令などの手続きの進め方など)
- ・都道府県は、市町村に技術的助言、市町村相互間の連絡調整など必要な援助（8 条）
- ・市町村が行う空家対策に対し財政補助（地方交付税拡充）（15 条）
- ・今後必要な税制上の措置（15 条）

<市町村>

- ・税情報の内部利用が可能（10 条）
- ・立入調査が可能（9 条）
- ・強制執行が可能（行政代執行）（14 条）
- ・空家等対策計画の策定（6 条）
- ・協議会の設置（7 条）
- ・特定空家等に対し除却、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言、指導、勧告、命令が可能（14 条）

衆議院
The House of Representatives [メインヘスキップ](#)

音声読み上げ サイト内検索

本会議・委員会等 立法情報 議員情報 国会関係資料 各種手続 English

[衆議院トップページ](#) > [立法情報](#) > [議案情報](#) > [第187回国会 議案の一覧](#) > [議案本文情報一覧](#) >

●空家等対策の推進に関する特別措置法案

第一八七回
衆第一号

空家等対策の推進に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関するこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関する法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。
(空家等に関するデータベースの整備等)
- 第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
(所有者等による空家等の適切な管理の促進)
- 第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行いうよう努めるものとする。
(空家等及び空家等の跡地の活用等)
- 第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
(特定空家等に対する措置)
- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関する、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるとときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行なべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行なるべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 土地交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。
(財政上の措置及び税制上の措置等)
- 第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。
(過料)
- 第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。
- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。
- 附 則**
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(検討)
2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

[ホームページについて Webアクセシビリティ リンク・著作権等について お問い合わせ](#)

衆議院

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1

電話(代表)03-3581-5111

[案内図](#)

Copyright © 2014 Shugiin All Rights Reserved.

その他（今後の審査会の所掌事務について）

惠庭市情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務の拡大について

1. 追加する所掌事務について

（1）番号法に係る特定個人情報保護評価に関する第三者点検の役割について

【理由】

番号法第27条に規定する特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシーに与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減するために行う特定個人情報保護評価において、しきい値評価で「重点項目評価」とされたものについては、実施機関の任意での第三者機関の点検を実施するとなっているが、下記の理由から第三者点検を実施することとし、その第三者点検を行う機関として惠庭市情報公開・個人情報保護審査会を位置づけることとする。

【役割】

評価書の内容を決定するのは実施機関（行政）であり、審査会による第三者点検は、実施機関が評価の内容を決定するにあたり外部の有識者の意見を聞くことで適合性・妥当性を担保することを目的としている。

したがって、審査会は、実施機関が評価を行った特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検を行うことを想定している。

* 重点項目評価の場合でも第三者評価を行うかの判断

重点項目評価の場合は、第三者点検を行うかは任意だが、「特定個人情報保護評価指針」においても地方公共団体において重点項目評価書への第三者点検を行うことが望ましいとされている。（国の機関においては重点項目評価の場合は抽出で第三者点検を行うこととしている。）

当市においては、しきい値判断（個人情報の対象人数、取扱人数で判断）で、原則、全てが一番簡素な基礎項目評価となるが、『過去5年以内に、特定個人情報に関する重大事故を発生』させた場合には、重点項目評価となる。

重大事故があった場合に関してのみ重点項目評価となるために、その重大性に鑑み、当市においては、重点項目評価の場合にも第三者点検を行う。

*参考：特定個人情報保護評価指針 【別紙1】p9

特定個人情報保護評価指針の解説 【別紙2】p10~11

アイネス資料 【別紙3】p12~13

（2）行政不服審査法の全部改正に伴う第三者機関としての役割について

【理由】

行政不服審査法の全部改正（平成28年4月1日施行予定）に伴い、行政処分を受けた者が市の機関に対して審査を申し出た場合において審理員（市の職員）を設置し、その者が請求者及び市の機関の意見を聴取し意見書を作成し、その意見書をもとに市の機関が裁決を行うこととなる。この場合において、市の機関が裁決をする前に、有識者からなる第三者機関からの意見を得なければならないこととなつたことから、市の機関の裁決案を諮問する機関として恵庭市情報公開・個人情報保護審査会（＊名称変更必要）を位置づけることとする。

*参考：行政不服審査法関連3法の概要 【別紙4】p14~15

行政不服審査法に関する地方公共団体からの質問・意見に対する総務省の考え方

【別紙5】p16

【役割】

審査会は、はじめから審理するのではなく、第三者の視点で審理員による事実認定を検討した上で、法令解釈等の妥当性を検証する役割を負う。

第三者の視点から市の機関の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上させるものであり、請求人が希望しない場合又は審査会が不要と認めたときは、諮問を不要とするものである。

<（1）及び（2）の総括>

以上のことから、（1）については、特定個人情報保護評価書の適合性・妥当性を判断するものであることから、個人情報保護に関する知識に精通し行政運営に関して識見のある者がふさわしく、現審査会委員に求められる資質に共通するものと考えられる。

また、（2）についても第三者の視点から市の機関の判断の妥当性をチェックする役割であり、法令解釈等の知識も必要であることから、弁護士、行政書士等、審査会委員に求められる資質に共通すると考えられる。さらには、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会には、情報公開請求のあった文書の実施機関による公開・非公開の決定に請求者が不服の場合の審査を行う役割もあり、今回の役割に類似する部分もある。

したがって、事務局としては審査会に（1）及び（2）の役割を持たせる形で、今後の審査会を運営していきたいと考える。

別に審査会を作ることも想定されるが、趣旨が重なる部分もあり求められる人材の資質も共通することから、1つの審査会で所掌する形としたい。

2. 現在の所掌事務

(1) 個人情報保護

- ① 個人情報を本人以外のものから収集する場合
- ② 思想、信条及び信教に関する個人情報その他社会的差別の原因となる個人情報を収集する場合
- ③ 目的外利用（個人情報取扱事務の目的以外を目的として個人情報を実施機関内部において利用）する場合
- ④ 外部提供（実施機関以外のものへ提供）する場合
- ⑤ オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。）により個人情報を提供する場合
- ⑥ 開示をしないことができる個人情報の判断
- ⑦ 個人情報開示決定等に係る行政不服審査法の規定に基づく不服申立ての審査

(2) 情報公開

- ① 公開決定等に係る行政不服審査法の規定に基づく不服申立ての審査
- ② 任意的公開に係る苦情の申出の審査

3. 今後のスケジュール

平成27年1月30日	審査会～現委員に今後のあり方を説明
平成27年5月	委員候補者に就任を打診
平成27年7月	新委員を委嘱
平成27年第4回定例会	恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正 (H28.4.1 施行)

*審査会条例には所掌事務は規定していないことから、特定個人情報保護評価の役割を追加する事由での条例改正は必要なく、行政不服審査会の役割を持たせる場合において題名改正等が必要になると考えます。